

第3章

第1期加東市こども計画

計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、次世代を担うすべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約※²⁷の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第2期計画の「子育て子育て応援タウンかとう」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども等のアンケート調査の意見や本計画策定にあたっての議論を踏まえて、すべてのこども・若者が将来にわたって様々な場面で幸せを実感し、そして子育て世帯が安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て子育てを地域みんなで支えあえるまちを目指すため、以下の「基本理念」を設定します。

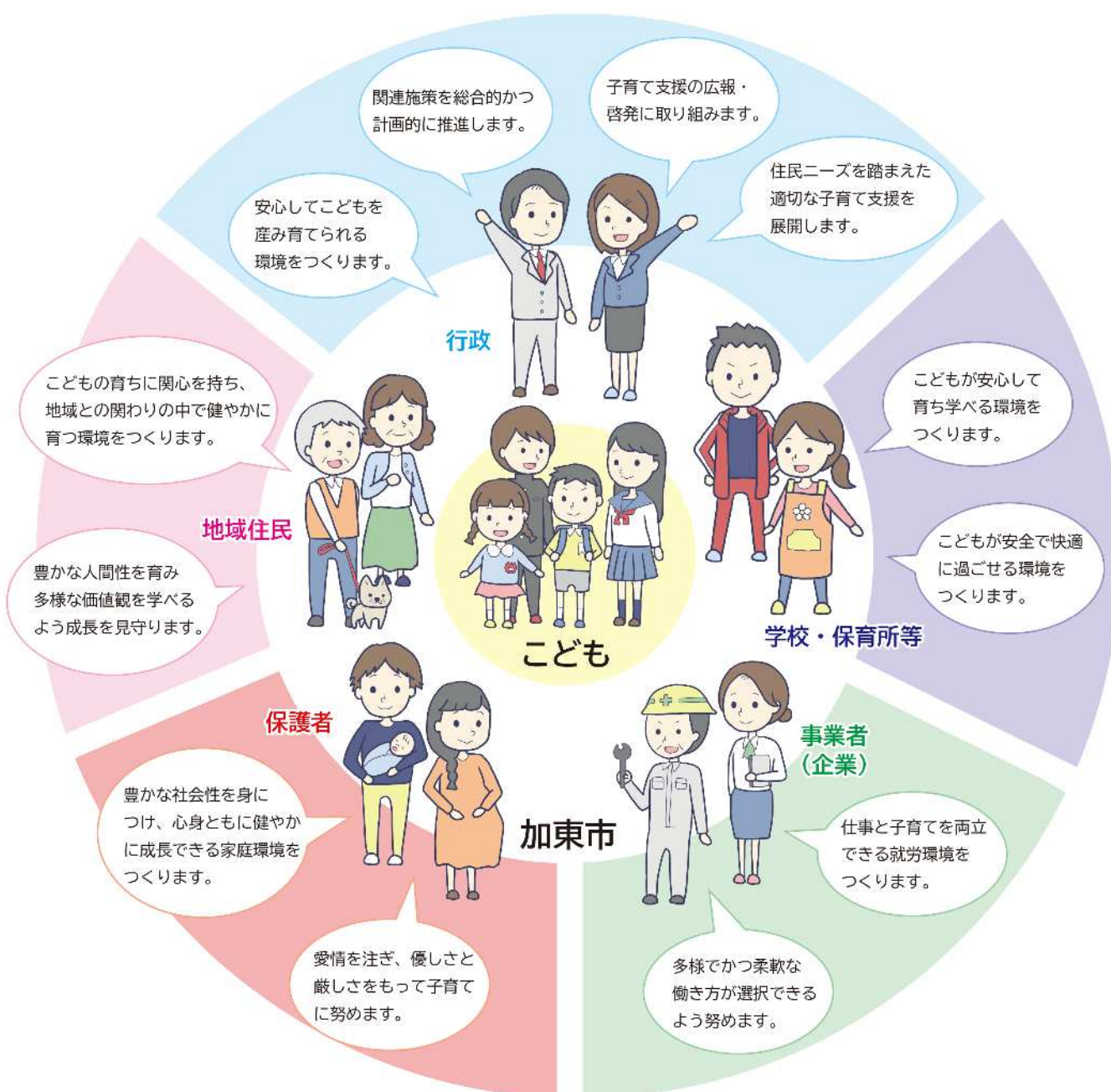
すべてのこどもが
しあわせを実感できるまち かとう
～子育て子育てをみんなで支えあうまちに～

※²⁷ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中のすべての子どもの人権（権利）を国際的に保障するために定められ、世界で最も広く受け入れられている人権条約のこと。1989年の第44回国連総会において採択され、日本も1994年に批准しています。18歳未満の人たちを子どもと定義し、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様に、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

2 基本的な視点

こども施策を実効性のあるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業などの多様な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を支えあい、応援するといった社会全体の意識改革を進める必要があります。

行政、保護者、地域住民、事業者（企業）、学校・保育所等が、様々な取組やアクションをつなげていき、「こどもまんなか社会」を推進していきます。



3 基本目標

基本理念の実現を目指すため、4つの基本目標を設定し、具体的な施策に取り組み、「こどもまんなか社会」を推進します。

基本目標

1

こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標

2

すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり

こどもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、こどもの生命と人権が尊重され、健やかに育つことができるまちを目指します。

基本目標

3

安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心してこどもを産み育てることができるまちを目指します。

基本目標

4

みんなで子育てを支えるまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育て子育てを支えあい、企業、学校、行政等がこどもの成長をあたたく見守り、応援するまちを目指します。

4 施策体系

